

朱鞠内道立自然公園管理指針

H13. 9. 20 自然第733号通知

1 管理の基本的方針

朱鞠内道立自然公園は、道北内陸部に位置し、空知支庁（幌加内町）、留萌支庁（羽幌町及び遠別町）及び上川支庁（士別市）にまたがる面積13,764haを有する公園で、昭和49年4月30日に指定されている。

本公園は、豊かな森林に囲まれた朱鞠内湖や宇津内湖の湖沼景観及びウツナイ川を始めとする両湖に注ぐ原始河川の特異な渓谷景観及びピッシリ山を主体とする山岳景観を主要とする地域の2地域に大きく分けられるが、風致景観の特性及びその保全についての課題は共通する部分が多いため、本管理指針においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(湖沼地域)

当該地域は、ダムによって堰止められて形成された朱鞠内湖と宇津内湖の湖沼地域と特殊な景観を有するウツナイ川の渓谷地域に大別される。

朱鞠内湖は、雨竜川上流に構築された雨竜第一ダムによって貯留した広大な人造湖で、湖の形状は岬角、湾入等の変化に富み、北大島、藤原島、思案島など大小15の島を浮かべ、繊細複雑な眺めを誇っており、湖内には、イトウ、アメマス、ワカサギ等が生息している。

また、朱鞠内湖の西側に平行して位置する宇津内湖も、ウツナイ川下流部が第二ダムによって堰止められて形成された人造湖である。

雨竜第一ダム及び雨竜第二ダムは、戦時中の電力供給を目的としたもので、昭和18年に完成し、それ以降、50年以上経過した現在、朱鞠内湖は人造湖ではありながら、周囲の自然環境と調和し、自然公園として相応の景観を有するものとなっている。

なお、ダムが築造される以前、両湖及びその周辺の6,000haは、北海道大学附属演習林の敷地となっていた。

湖沼の周囲は、森林帯となっており、ミズナラ、ハルニレ、オヒョウ、イタヤカエデ等の落葉広葉樹を主にトドマツ等の針葉樹を混交した比較的多様な林相を示している。

これらの湖沼は、支流の多い河谷が深く水中に没して特異な形状を生み出したものであり、北海道に多いカルデラ型火山湖、海跡湖及び単調な人造湖とはいずれも異なっており、他の道内の自然湖や人造湖には見られない別種の特徴ある地形と景観を有している。

ウツナイ川は、宇津内湖に流入する原始河川で、宇津内湖上流には安山岩質集塊岩が深く削り取られ、淵や歐穴を作り出している釜ヶ淵や支流にかかる二重の滝等があり特殊な景観を有している。

(山岳地域)

山岳地域の中心となるピッシリ山は、朱鞠内湖、宇津内湖の西方に位置する標高1,031.5mの山で、新第三紀層によって構成された山地である。

山頂に近い高地は、集塊岩によってできており、標高600m付近からダケカンバが多く現れるが、標高700mを越えるとダケカンバの疎林を主とした更新困難地となっている。標高1,000m付近から尾根筋の乾燥した岩礫地にはハイマツに混じって、キバナシャクナゲ、コケモモ、マルバシモツケ、クロミノウグイスカグラ等の高山植物が見られる。

イ 保全対象の保全方針

本公園の特徴である湖沼、溪谷、山岳地帯といった多様な景観を保全するため、総合的な環境の保全に努めることとし、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種法令・制度と連携し、国及び市町村との連絡調整を図る。

本公園区域内の朱鞠内湖は、電気事業や漁業生産活動の場として利用されており、保護及び利用について慎重に対応していく必要がある。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

朱鞠内湖、宇津内湖は人造湖であるが、周囲の豊かな森林と相まって天然の湖をしのぐ原始的で神秘的な景観を有しており、これらの景観探勝や魚釣り等のほか、ピッシリ山登山など自然とのふれあいの場としての利用が多いことから、利用拠点における案内板、解説板及び自然探勝歩道の整備等を行い、適切な公園利用を推進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

風致景観の保護のため利用施設は最小限とし、設置する場合には、極力木材等の自然材料を用い、自然環境の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。

また、湖岸付近の利用施設の設置や維持管理に当たっては、水質の汚濁防止に配慮する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

自然とのふれあいの推進を図るため、関係機関等と連携し、自然観察等の普及に努める。

また、野生生物や特殊な地形等の保護管理及び快適な利用環境の維持のため、関係機関の協力を得て必要な規制を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「北海道立自然公園条例施行規則」(昭和33年 北海道規則第74号)、 「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」(平成12年3月31日付け自然第1361号)によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

ア 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	取扱方針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致を保護するため、デザイン・色彩については、特に配慮する。</p> <p>②規模、壁面後退 規模は必要最小限とする。壁面後退は利用動線に配慮する。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 屋根：原則として勾配屋根とする。色彩については、こげ茶系とする。 しかし、周囲の状況に応じ、陸屋根や赤錆色、暗緑色等も認める。 外壁：材料は、極力、木材等の自然材料を用いるよう指導する。 色彩は、原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地とし、華美な印象を与えない色彩とする。 デザイン：外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</p> <p>④修景緑化 建築物の周囲には、修景のために在来種を用いた植栽を可能な限り行う。</p>
<p>(2) 道路</p>	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。 また、野生生物の生息・生育や繁殖に影響を与えないよう、自然環境の保全に努める。</p> <p>②付帯施設の取扱い 大型視線誘導標や電光掲示板等の設置を行う場合、支柱の色彩については、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 防護柵及び防護ネットの色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 主要道路の防雪柵については、不必要な期間の取り外しや折り畳み等をできる限り考慮し、風致の維持に配慮する。</p> <p>③残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出するなど、風致の保護上支障のないよう適切に処理する。</p> <p>④法面処理及び修景緑化 工事に伴い生ずる裸地及び法面は緑化することを原則とし、</p>

	<p>周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう適切な植物種及び緑化工法を用いる。早期緑化を図る目的で一般的に使用されている草本種を使用する場合でも、現地の植生状況を踏まえ、可能な限り先駆種を選定し、在来植生への移行を促進させるように努める。</p> <p>擁壁を設ける場合には、風致の保護上重要な箇所においては極力、自然石や自然石に模した材料等を使用するよう努める。</p>
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。</p> <p>②規模、構造、色彩等</p> <p>ア 電柱 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向での電力線路・電話線路の新築・改築等に当たっては、極力、地下埋設化を行うように指導する。 また、それ以外の場所については、電力線・電話線を極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則とする。</p> <p>イ 鉄塔・アンテナ等 主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする。それ以外の場所については、必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮する。</p>
(4) その他の工作物	<p>主要な展望地や利用動線における風致の保護に配慮する。 特殊な用途を有するものを除き、外部の色彩は茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地を原則とする。</p>
2 木竹の伐採	<p>主要道路沿線や利用拠点から眺望の対象となる場所については風致の保護に配慮した施業方法によるものとする。</p>
3 広告物 (1) 指導標、案内板	<p>①基本方針 公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板等は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとし、法令等により形状が規定されているものを除き、公園全体でデザインの統一を図ることを検討する。</p> <p>②設置場所 設置目的からして利用拠点や路線分岐点に限られるが、設置の目的を考慮した上で、展望や風致に支障がないよう適切に配置する。</p>

	<p>③規模、材料、デザイン、色彩</p> <p>規模は、必要最小限とする。</p> <p>極力、木材等の自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。</p> <p>色彩は、こげ茶色、黒、白を基調とし、利用者に過度の印象を与えることのないものとする。ただし、赤、青、緑等の原色であってもシンボルマークなどの部分的な使用であれば認める</p>
(2) 営業用広告物	<p>①基本方針</p> <p>公園利用者に不快感や華美な印象を与えることのないようにするとともに、利用動線、利用拠点における風致の保護に留意する。</p> <p>②設置場所</p> <p>現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。</p> <p>また、多数設置される場所においては、集合看板とする。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩</p> <p>前記（1）指導標、案内板の取扱いに準じる。</p>
4 植物の採取、損傷	<p>学術研究や生態調査等のために許可を得て採取、損傷をする植物の数量は、必要最小限とする。</p> <p>また、公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避けることとする。</p>

イ 普通地域に係る取扱方針

ゴルフ場については、「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について（平成2年6月1日付け環自保第343号環境庁自然保護局長通知）」に準じて取り扱う。

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「道立自然公園事業取扱要領」（平成12年11月17日付け自然第898号環境生活部長通知）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

ア 集団施設地区

地 区	計画の種類	取 扱 方 針
朱鞠内湖畔	基本方針	駐車場、野営場、園地、宿舍、給水施設、売店、栈橋など各種施設の整備の必要性及び周辺の植生や景観

		<p>に与える影響を十分に考慮した上で総合的に配置し、自然改変を最小限とするなど無秩序な開発を行わないよう関係機関との調整を図る。</p> <p>付帯施設の取扱い等については、前記「(1) 許可届出等取扱方針」の「ア 特別地域に係る取扱方針」に準じる。</p>
	駐車場	<p>既設の駐車場があり、今後の利用動向を勘案して改良等の整備を進める。</p>
	野営場	<p>湖畔沿いの森林空間を利用して整備された野営場で、駐車場、炊事棟及び公衆便所等が整備されている。</p> <p>今後は、修景のための植栽を行うとともに、利用動向を勘案しながら自然をいかした施設の改良・整備を進める。</p>
	園地	<p>現在、公衆便所、管理棟、水飲場及び広場等が整備されており、今後は、広場周辺に修景のための植栽を行うとともに、利用動向を勘案して、施設の改良・整備を進める。</p>
	宿舎	<p>現在2件の施設があり、朱鞠内湖畔の利用拠点となっている。</p> <p>今後の取扱いは、この拠点としての利用目的を考慮したものとする。</p>
	給水施設	<p>今後の利用動向を勘案して、既存施設の改良・整備を行う。</p>
	売店	<p>現在1件の施設(宿舎兼用)があるが、老朽化してきている。</p> <p>今後の取扱いは、当該地区の利用拠点としての利用目的を考慮したものとする。</p>
	栈橋	<p>湖上遊覧のための遊覧船が航行しており、1か所の栈橋が整備されている。</p> <p>今後の利用状況を勘案して、既存施設の改良・整備を行う。</p>

イ 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	基本方針	湖沼、森林、溪谷、山岳等多様な風致景観を維持するため、今後の道路整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設の取扱い等については、前記「（１）許可、届出等取扱方針」の「ア 特別地域に係る取扱方針」の「1 工作物」の「（２）道路」に準じる。
	雨竜旭川線 (道道雨竜旭川線)	改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。
	添牛内風連線 (道道朱鞠内風連線)	改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。
	北竜美深線 (国道275号)	公園利用の幹線車道として位置付けられており、沿線には、駐車場、展望台が整備されているほか地域住民の生活・産業道路としても利用されている 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。
	朱鞠内落之台線 (道道露の台朱鞠内停車場線)	当公園最大の利用拠点である朱鞠内湖畔集団施設地区への到達道路及び宇津内湖西岸を通過して落之台地区へ至る車道である。 一部未舗装となっており、今後の線形改良等整備に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。
	滝の沢線	ピッシリ山登山口への到達道路として利用されている林道（砂利敷）である。 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。

	名寄遠別線 (道道名寄湖線)	改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。
2 道路 (歩道)	宇津内登山線	ピッシリ山頂上への宇津内湖側からの登山歩道として計画されたものであるが、現在は利用されていない。 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	露之台登山線	ピッシリ山頂上に至る登山歩道として利用されている。 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮するとともに指導標及び解説板等の整備や植物の保護対策を図る
	湖畔釜ヶ淵 探勝線	朱鞠内湖畔集団施設地区から宇津内湖東岸、二重の滝を経て釜ヶ淵に至る宇津内湖やウツナイ川溪谷を探勝するための歩道として計画されたものであるが、整備はされていない。 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	朱鞠内岳探勝線	朱鞠内岳頂上へ至る登山歩道として計画されたものである。歩道入口から途中までは笹等を刈り払った程度の歩道となっているが、頂上までは至っておらず、計画路線から分岐し、一の沢滝へと通じている。 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
3 園地	基本方針	各地区の利用動向を十分勘案し、かつ風致景観の維持に十分留意して整備を進めることとし、付帯施設の取扱いについては、前記「(1) 許可、届出等取扱方針」に準じる。
	釜ヶ淵岳中腹	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	露之台	ピッシリ山頂上への登山基地として計画された園地である。 若干の駐車スペースがあるが、ほとんど未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上

		で取り扱う。
	釜ヶ沢峠	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	第一堰堤左台地	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	弁天島	朱鞠内湖内の弁天島に計画された園地で、貸しボートによる利用者のために遊歩道のほか展望台が整備されているが、展望台は老朽化しており現在は使用されていない。 今後の施設整備にあたっては、利用動向を勘案しながら施設の規模、内容等を十分検討し、その整備を進める。
	朱鞠内岳	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	取水口	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	湖南	現在は未整備の状態であるが、遊魚等自然とのふれあいを図るための施設を整備する構想がある。 今後の施設整備にあたっては、利用動向を勘案して施設の規模、内容等を十分検討し、風致の維持に配慮しながら整備を進める。
	鷺島	朱鞠内湖内の鷺島に計画された園地であるが、未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	釜ヶ沢	ウツナイ川溪谷探勝の利用拠点として計画された園地で、二重の滝へ至る歩道が整備されているが、一部急峻であり、今後の改良・整備にあたっては、利用者の安全確保と風致の保護に十分留意する。
4 避難小屋	登山歩道分岐	ピッシリ山登山の利用のために計画されたものであるが、未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。

5 展望施設	第一堰堤右台地	展望台のほか駐車場、東屋が整備されている。 今後は、利用動向を勘案するとともに風致の維持に配慮しながら施設の改良・整備を進める。
6 運輸施設 (船舶運送施設)	朱鞠内湖 遊覧航路	朱鞠内湖畔集団施設地区から弁天島、鷺島を経て母子里地区、白樺地区を遊覧する航路であるが、島等での棧橋は未整備であり、現在は湖上遊覧のみとなっており、島等への寄航はない。 今後の整備に当たっては、利用動向を勘案しながら周辺の自然環境に配慮するとともに、利用者の安全対策等を講ずることとする。
7 運輸施設 (係留施設)	棧橋	朱鞠内湖内の弁天島、鷺島及び母子里地区、白樺地区の4か所に計画されたものであるが、未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

施設の整備に当たっては、公園計画との整合性を図り、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者等も安全で快適に利用できる施設の整備を進め、適切な維持管理に努める。

また、既存施設の補修改良に当たっては、在来種を用いた修景緑化を含め計画的に整備を進め、可能な施設についてはバリアフリー化することとし、特に公衆便所については、快適に公園を利用してもらうため、水洗化に向けた整備を進める。

(2) 一般公共施設

各種防災施設等の整備工事に当たっては、風致の維持に十分留意して進めるものとする。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

本公園全体の自然ふれあい方策について、基本的な考え方を整理し、効率的、効果的に実施するものとし、関係機関、団体の協力を得て、各季節、各利用拠点の多様な自然と様々な利用形態の公園利用者に対応した自然に親しむ活動、自然解説活動等が展開されるように努める。

また、本公園に隣接し、自然観察会など自然とふれあうための事業を実施している『幌加内町ふれあいの家「まどか」』と連携した活動の推進を図る。

さらに、本公園を特色付けている特殊な地形や植生等を観察できる場所には、解説板

等を適切に配置する。

(2) 利用の規制

ア 自動車の規制

公園利用者の入り込みは、ほとんどが一般車両によるものであり、主要利用地点においては、適切な規模の駐車場を整備する。

また、要所に注意標識や車止めを設置するなどして、道路・駐車場等以外の場所への無秩序な乗り入れを防止する。

イ 野営の規制

野営場以外の場所での無秩序な野営は、安全面や植生保護の面から問題があるので、野営場の適切な管理を図り、野営場以外での野営の防止等について、関係機関の協力を得ながら指導する。

ウ 利用マナーの徹底

公園利用者の増加に伴い、ゴミ・空き缶等の投げ捨てや植生の踏み付け等による風致景観及び自然生態系等への悪影響が懸念されるため、利用者に理解、協力を求めるなどマナーの周知徹底を図る。

エ 静かな環境の維持

関係機関と連携を図り、自然公園としての静かな環境の維持に努めるため、特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送等は極力行わないよう指導する。

オ 新しい利用形態への対応

スノーモービル、オートバイ及び動力船等の無秩序な乗り入れをしないようって指導する。

歩くスキー、カヌー等は、自然探勝、自然体験等のためには注目すべき利用形態である一方、任意に動線を設定できることなどから、無秩序に行われた場合には、公園の風致の維持や野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあるため、実施に当たっては十分配慮するよう、また、従来から行われている利用（風景観賞、自然観察等）と調和した秩序ある利用が行われるよう指導する。

(3) 利用者の安全対策

各利用拠点等で整備した各種施設については、各施設管理者間で連絡を密にして利用者の安全確保を徹底する。

また、歩くスキー、カヌー等による公園利用者に対しては、関係機関・団体等と協力して安全対策や危険箇所の周知徹底を図る。

5 地域の美化修景に関する事項

美化清掃計画

当公園の美化清掃は、各公園利用施設について、それぞれの施設管理者及び地元市町が主体となって実施している。今後、余暇活動の場として利用者の増加が考えられることから、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう地域住民と関係機関が一体

となって、一斉清掃など計画的な美化清掃に取り組む。

さらに、ゴミの持ち帰りについて、関係機関・団体等の協力の下に公園利用者に周知徹底を図る。